

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年4月14日提出
【計算期間】	LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型） 第2特定期間（自 平成27年7月18日 至 平成28年1月18日） LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型） 第2期（自 平成27年7月18日 至 平成28年1月18日）
【ファンド名】	LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型） LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）
【発行者名】	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桑畑 卓
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	藤田 剛志
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03-5219-5700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主にLM・豪州インカム資産マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主にオーストラリアの証券取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指します。

②基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下の通りです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類及び属性区分を示します。

《商品分類表》LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）／（年2回決算型）共通

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産
		資産複合

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「資産複合」とは、目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》 LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あ り
一般		日 本		
大型株	年2回	北 米		
中小型株		欧 州		
債 券	年4回	アジア	ファンド・オ ブ・ファンズ	な し
一般	年6回 (隔月)	オセアニア		
公債	年12回 (毎月)	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券	日々	中近東 (中東)	ファンド・オ ブ・ファンズ	な し
クレジット属性	その他	エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券 （株式・不動産投信））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

《属性区分表》 LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あ り
一般		日 本		
大型株	年2回	北 米		
中小型株		欧 州		
債 券	年4回	アジア	ファンド・オ ブ・ファンズ	な し
一般	年6回 (隔月)	オセアニア		
公債	年12回 (毎月)	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券	日々	中近東 (中東)	ファンド・オ ブ・ファンズ	な し
クレジット属性	その他	エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券 （株式・不動産投信））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式及び不動産投信に投資を行っておりますので、上記属性区分表の投資対象資産については、「その他資産（投資信託証券（株式・不動産投信））」と表示しております。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記の通りです。

投資対象資産	その他資産	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券及び不動産投資以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	オセアニア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類及び属性区分以外のものについての詳細は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

③信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により各ファンド2,000億円となっております。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

オーストラリアの株式市場に上場しているインフラ関連株式及び不動産投資信託等に投資します

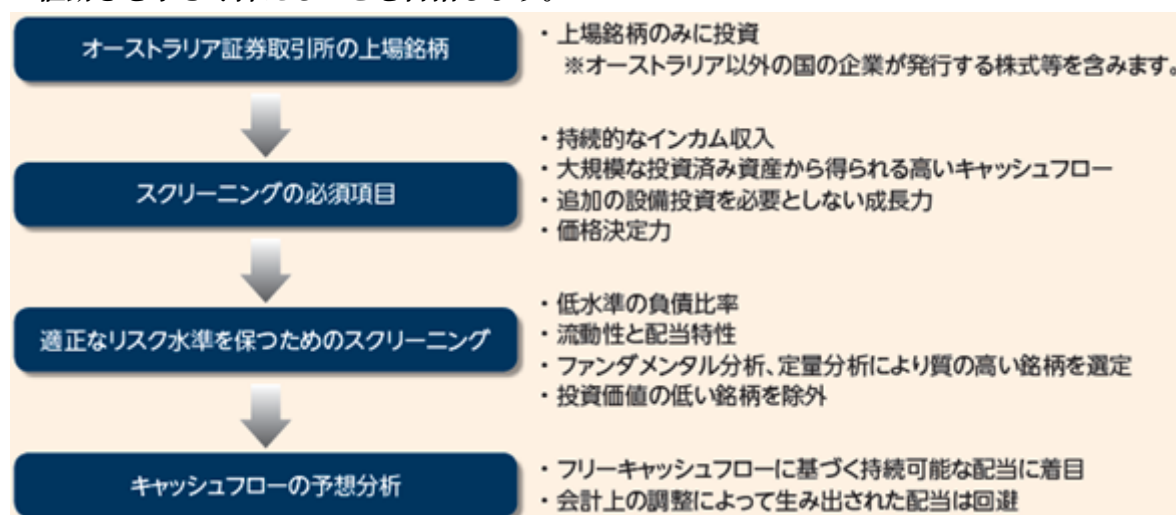
a.主に不動産やインフラ関連施設のように賃料や使用料等のキャッシュフローを生み出す実物資産を保有・運営する企業の株式及び不動産投資信託等を中心に投資します。

インフラ関連施設とは・・・

電気・ガス・その他エネルギー設備、有料道路、港湾、空港等の施設をいいます。

b.主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。

c.個別銘柄や業種の選定により、オーストラリア株式市場全体に比べてファンドの中長期的な値動きを小さく抑えることを目指します。



※上記プロセスは、今後、変更となる場合があります。

d.ファミリーファンド方式により運用を行います。



「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）またはLM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型））とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、基準価額と分配金は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

※資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

運用はレグ・メイソン・グループのレグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドが行います

マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド」（以下「投資顧問会社」）に委託します。

- レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド
- －マザーファンドの投資顧問会社
- －レグ・メイソン・インクの100%子会社
- －オーストラリア株式の運用において約30年の実績を持つ

※レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドの株式運用部門は、マーティン・カーリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っています。

毎月分配型と年2回決算型があります

a. LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）

毎月の決算時に、安定した分配を行うことを目指します。



b. LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）

年2回の決算時に、元本の成長を重視して分配金額を決定します。



（注）委託会社の判断により、分配を行わない場合があります。

上記は各ファンドの決算期を示したものであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

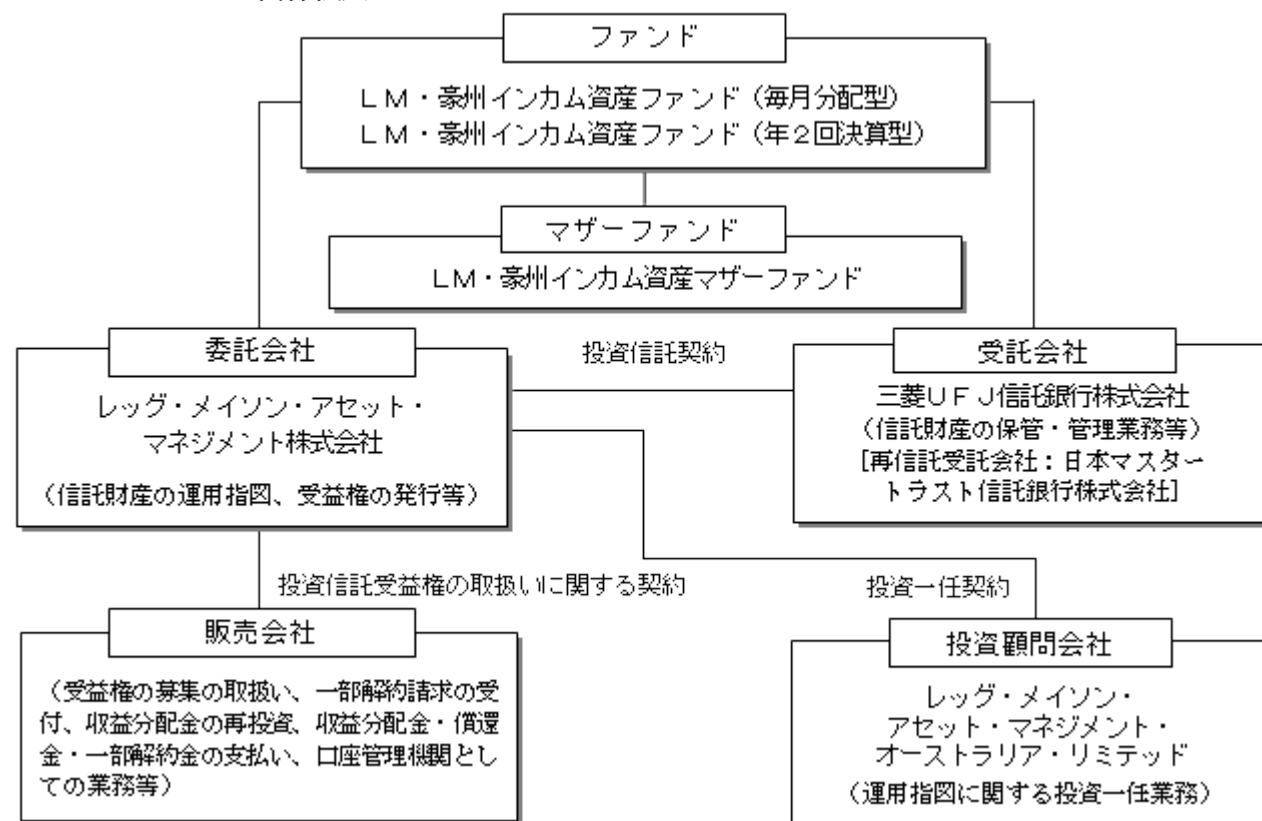
(2) 【ファンドの沿革】

平成27年2月13日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの関係法人及び契約の概要等

a. ファンドの関係法人



* 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

b. 契約の概要等

(イ) 投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社の業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。

(ロ) 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資並びに収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い等）等について規定しています。

(ハ) 投資一任契約

委託会社が投資顧問会社にマザーファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、投資の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担、投資顧問報酬等について両者間で取り決めたものです。

② 委託会社等の概況（平成28年2月末現在）

a. 資本金の額

1,000百万円

b. 沿革

平成10年4月28日 ソロモン投信委託株式会社設立

平成10年6月16日 証券投資信託委託会社免許取得

平成10年11月30日 投資顧問業登録

平成11年6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得

平成11年10月1日 スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成13年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成18年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成19年9月30日 金融商品取引業登録

c. 大株主の状況

名 称 レグ・メイソン・インク

住 所 アメリカ合衆国メリーランド州ボルティモア市
インターナショナル・ドライブ100

所有株式数 78,270株

持株比率 100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① LM・豪州インカム資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、配当収入の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② LM・豪州インカム資産マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。

※資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - a. 次に掲げる特定資産（投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (イ) 有価証券
 - (ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）に係る権利
 - (ハ) 約束手形
 - (ニ) 金銭債権
 - b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (イ) 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるLM・豪州インカム資産マザーファンドの受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - a. 株券
 - b. 国債証券
 - c. 地方債証券
 - d. 特別の法律により法人の発行する債券

- e.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - f.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - h.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - i.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - j.コマーシャル・ペーパー
 - k.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 - l.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの
 - m.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - n.投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - o.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - p.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 - q.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 - t.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - v.外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記a.の証券並びにl.及びq.の証券または証書のうちa.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

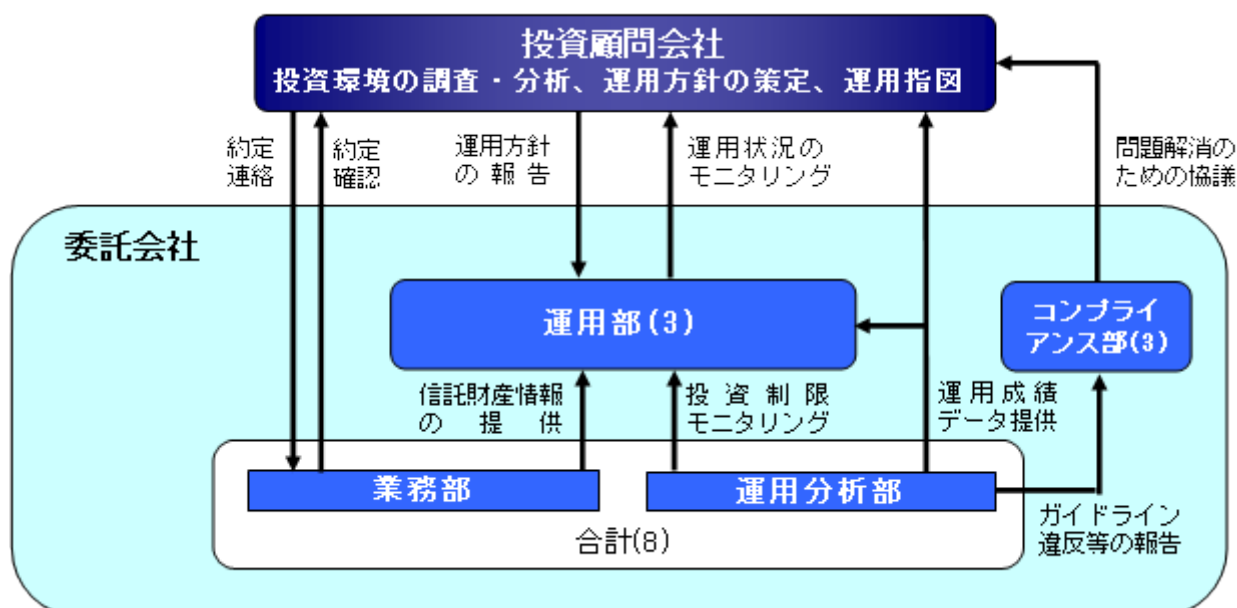
- a.預金
- b.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c.コール・ローン
- d.手形割引市場において売買される手形
- e.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f.外国の者に対する権利で上記e.の権利の性質を有するもの

④上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたレグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドが行います。

■ファンドの運用体制



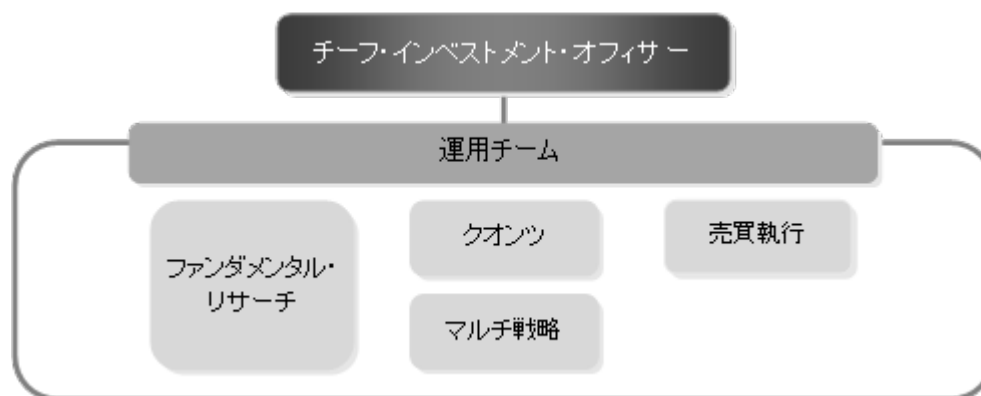
(注) 括弧内は平成28年2月末現在の各部署に属する人数（業務部及び運用分析部は、上記業務に従事する人数の合計）を示します。

- ①委託会社は、投資顧問会社との間で、ファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。
- ②投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。
- ③委託会社の運用部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。
- ④委託会社の運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限にしたがった状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。
- ⑤運用に関する社内委員会として、運用部及び関連部署の代表で構成される東京運用委員会が月次で開催されます。東京運用委員会では、運用状況の確認を行い、必要に応じて要因分析等の詳細な検討等を行います。また、投資顧問会社の運用方針、運用戦略及びポートフォリオの変更が行われた際の経緯等が記録されます。東京運用委員会の議事録は社長及び取締役会に報告されます。
- ⑥上記の業務については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」にしたがって業務が遂行されます。

（参考）投資顧問会社の運用体制

①運用体制

マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド」に委託します。投資顧問会社では、信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。



②リスク管理体制

- a. 運用リスクの管理は、運用部門が行います。ポートフォリオのリスク特性を日々モニターし、ポートフォリオのリスク状況が適切かどうか確認しています。
- b. 運用ガイドライン遵守状況の管理は、運用部門から独立した立場にあるリーガル・コンプライアンス部門が日々モニターしています。仮にガイドラインを逸脱した運用状況が確認された場合は、速やかに是正措置をとります。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

（注）ファンドの運用体制及び管理体制は、平成28年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

①収益分配時期

< LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型） >

毎決算時^{*}（原則として毎月17日、休業日の場合は翌営業日。）に収益分配を行います。

^{*}第1計算期間から第3計算期間までを除きます。

< LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型） >

毎決算時（原則として毎年1月及び7月の各17日、休業日の場合は翌営業日。）に収益分配を行います。

②収益分配方針

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

- b. 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- d. 自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資約款」に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

③収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）の収益の分配は、第4計算期末から行うものとし、第1計算期間から第3計算期間までは収益の分配は行いません。
 - (イ) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とみなし配当等収益との合計額から、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」または「税」ということがあります。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (ロ) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 上記a.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
- (注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

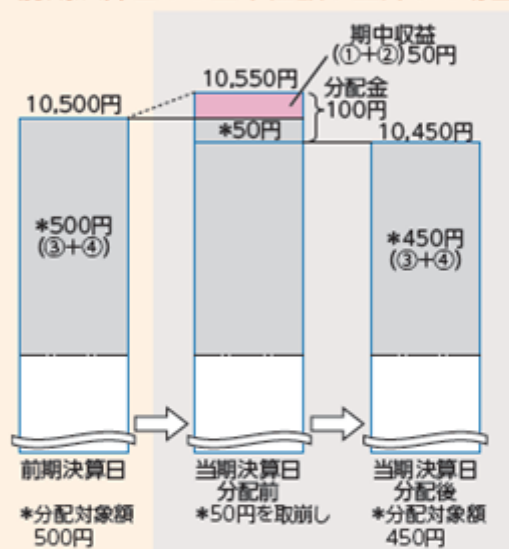
投資信託で分配金が支払われるイメージ



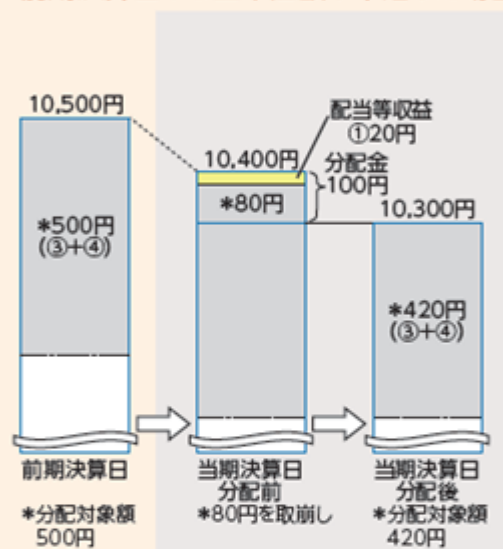
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



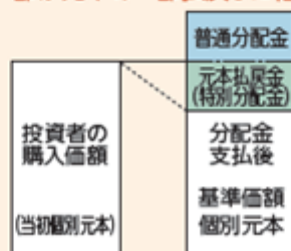
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

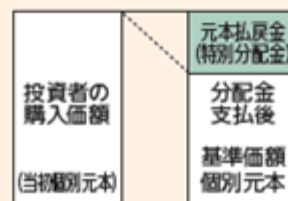
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

信託財産の運用は、下記に掲げる信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

<信託約款による投資制限>

①信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③投資する株式等の範囲

a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

④新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤同一銘柄の株式等への投資制限

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 上記a.及びb.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥投資信託証券への投資制限

a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券及び金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑧信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ) 信託財産に属する株券

(ロ) 株式分割により取得する株券

(ハ) 有償増資により取得する株券

(ニ) 売出しにより取得する株券

(ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

(ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨ 先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑩ スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪ 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

d.委託会社は、金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑬同一銘柄の転換社債等への投資制限

a.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b.上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑭有価証券の貸付の指図及び範囲

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

(イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b.上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮公社債の空売りの指図範囲

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記a.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑯公社債の借入れ

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b.上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記a.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d.上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑰資金の借入れ

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場

を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑱特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑲外国為替予約取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- b. 上記a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑳受託会社による資金の立替え

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<法令による投資制限>

①同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

②デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

（参考）

「LM・豪州インカム資産マザーファンド」の投資方針の概要

(1)投資方針

①基本方針

主にオーストラリアの証券取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指します。

②運用方法

a.投資対象

オーストラリアの証券取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券を主要投資対象とします。

b.投資態度

(イ)主としてオーストラリアの証券取引所に上場している株式及び不動産投資信託を含む投資信託証券を中心に投資を行います。

(ロ)主に不動産やインフラ関連施設（電気・ガス・その他エネルギー設備、有料道路、港湾、空港等）のように賃料や使用料等のキャッシュフローを生み出す実物資産を保有・運営する企業の株式及び不動産投資信託等を中心に投資します。

(ハ)主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。

(ニ)個別銘柄や業種の選定により、オーストラリア株式市場全体に比べてファンドの中長期的な値動きを小さく抑えることを目指します。

(ホ)外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

(ヘ)デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。

(ト)資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(チ)レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

(2)投資対象

①マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産（投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）に係る権利

(ハ)約束手形

(ニ)金銭債権

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

②委託会社（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a.株券

b.国債証券

c.地方債証券

d.特別の法律により法人の発行する債券

- e.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - f.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - h.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - i.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - j.コマーシャル・ペーパー
 - k.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 - l.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの
 - m.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - n.投資証券、新投資口予約証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - o.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - p.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 - q.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - s.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 - t.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - v.外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記a.の証券並びにl.及びq.の証券または証書のうちa.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - a.預金
 - b.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c.コール・ローン
 - d.手形割引市場において売買される手形
 - e.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - f.外国の者に対する権利で上記e.の権利の性質を有するもの
 - ④上記②の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)投資制限

マザーファンドの信託財産の運用は、下記に掲げる信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

<信託約款による投資制限>

①信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

③投資する株式等の範囲

a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

④新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤同一銘柄の株式等への投資制限

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑧信用取引の指図範囲

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、

b. 上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

(イ) 信託財産に属する株券

(ロ) 株式分割により取得する株券

(ハ) 有償増資により取得する株券

(ニ) 売出しにより取得する株券

- (ホ)信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
- (ヘ)信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑩スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑬同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑭有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- (イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- b.上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮公社債の空売りの指図範囲

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b.上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記a.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑯公社債の借入れ

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b.上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記a.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d.上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑰特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑱外国為替予約取引の指図

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- b.上記a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c.上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑲受託会社による資金の立替え

- a.信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b.信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c.上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<法令による投資制限>

①同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

②デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

(1)投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

①株価変動リスク（株価が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。

②不動産投資信託の価格変動リスク（不動産投資信託の価格が下がると、基準価額が下がるリスク）

不動産投資信託の価格は、保有する不動産等の市場価値の低下及び賃貸収入等の減少により下落することがあります。また、不動産市況、金利環境、関連法制度の変更等の影響を受けることがあります。これらの影響により、当ファンドが実質的に投資している不動産投資信託の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

③為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

④信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

⑤外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の株式等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

⑥デリバティブ活用のリスク

当ファンドの運用においては、デリバティブ（金融派生商品）を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

(2)留意点

- ①解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。
- ②当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ③当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。
- ④当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理部門において、関係法令、各ファンドの信託約款及び運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部及び社内を設置されたリスク管理等に関する委員会に報告が行われ、リスクの評価分析及び是正勧告等の監督が行われます。

（注）リスク管理体制は、今後、変更となる場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



「ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移」の留意点

- ※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」の留意点

- ※1 上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2 当ファンドについては、2016年2月末における直近1年間の騰落率を表示しております。
- ※3 他の代表的な資産クラスについては、2011年3月～2016年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しております。
- ※4 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

日本株 …東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、ヘッジなし・円ベース)
 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、ヘッジなし・円ベース)
 日本国債…シティ日本国債インデックス(円ベース)
 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
 新興国債…シティ新興国市場国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円ベースの指数を採用しております。

(注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に帰属します(TOPIX:株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、シティ日本国債インデックス、シティ世界国債インデックス、シティ新興国市場国債インデックス:Citigroup Index LLC)。また、それぞれの主体は当ファンドの運用に関し一切の責任を負うものではありません。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に3.78%（税抜3.50%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

※申込手数料は、ファンド及び関連する投資環境の説明並びに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。販売会社は、下記の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

※申込手数料には、消費税等相当額が課されます。

※自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

※申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料及び信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬（運用管理費用）の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.782%（税抜1.65%）を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分及びこれらに対価とする役務の内容は以下の通りです。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

配分及び役務	委託会社	0.80%（税抜）	委託した資金の運用等
	販売会社	0.80%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
	受託会社	0.05%（税抜）	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等

投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。委託会社は、投資顧問会社が受ける報酬の額及び支弁の時期を、投資顧問会社との間で別に定めます。

（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

①当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費（消費税等相当額を含みます。）は以下の通りです。各諸経費は、原則として発生時に実費が信託財産中から支弁されます。

a. 信託財産に関する租税

b. 信託事務の処理に要する諸費用

c. 借入金及び受託会社の立替えた立替金の利息

d. 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料^{*}

e. 先物取引・オプション取引等に要する費用

f. 外貨建資産の保管等に要する費用

※当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

②上記①の諸経費のほか、下記のその他諸費用（当ファンドに関連してマザーファンドにおいて発生した費用及び消費税等相当額を含みます。）について、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額の合計額（実際または予想される費用額の範囲内とします。）を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されま

す。なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

a. 監査報酬、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用

b. 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出及び交付に係る費用

c. 公告費用

d. 格付費用

e. 計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）及びこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告に係る業務等）の委託等の費用

f. 受益権の管理事務に関連する費用

③当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、上記①の諸経費（借入金の利息を除きます。）がかかることがあり、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。

④上記①及び②のうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。

a. 売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

b. 保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等にかかる費用

c. 監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用

d. 印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用

⑤上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

⑥マザーファンドが投資対象とする投資信託証券には、運用報酬等の費用がかかりますが、投資信託証券の銘柄等は固定されていないため、当該費用について事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人受益者、法人受益者毎の課税上の取扱いは以下の通りです。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

①個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金について、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。なお、受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。

b. 一部解約時及び償還時の差益（譲渡益）※が譲渡所得として課税対象となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。

※解約価額または償還価額から取得費（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した額です。

（注）特定口座における課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

期間	税率
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

c. 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」及び未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

期間	税率
平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

③配当控除・益金不算入制度

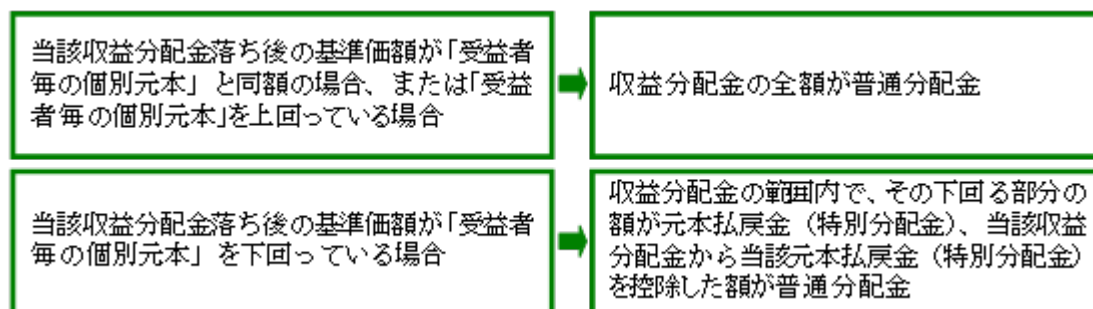
配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。

（注1）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<受益者が収益分配金を受取る際>



（注2）個別元本について

個別元本は、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は平成28年4月1日現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。

5【運用状況】

以下は、平成28年2月29日現在の運用状況であります。また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,251,106,946	100.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△2,510,493	△0.06
合計（純資産総額）		4,248,596,453	100.00

LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,726,108,755	100.21
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△7,771,517	△0.21
合計（純資産総額）		3,718,337,238	100.00

（参考）LM・豪州インカム資産マザーファンド

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	オーストラリア	5,851,899,042	34.31
	ニュージーランド	2,082,187,004	12.21
	小計	7,934,086,046	46.52
投資証券	オーストラリア	8,869,701,095	52.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	252,302,260	1.48
合計（純資産総額）		17,056,089,401	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）

a. 上位30銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	LM・豪州インカム資産 マザーファンド	4,647,542,305	0.9030	4,196,730,702	0.9147	4,251,106,946	100.06

b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）

a. 上位30銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
----	------	----	-----	--------------	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------------

1	日本	親投資信託 受益証券	LM・豪州インカム資産 マザーファンド	4,073,585,608	0.8591	3,499,617,396	0.9147	3,726,108,755	100.21
---	----	---------------	------------------------	---------------	--------	---------------	--------	---------------	--------

b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.21
合計	100.21

（参考）LM・豪州インカム資産マザーファンド

a. 上位30銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オーストラ リア	投資証券	STOCKLAND	—	4,368,898	340.79	1,488,918,254	339.98	1,485,381,631	8.71
2	オーストラ リア	投資証券	VICINITY CENTRES	—	5,477,729	244.46	1,339,134,931	252.56	1,383,477,147	8.11
3	オーストラ リア	株式	TRANSURBAN GROUP	資本財・ サービス	1,458,428	801.23	1,168,539,057	916.35	1,336,436,331	7.83
4	オーストラ リア	株式	DUET GROUP	公益事業	6,773,648	181.32	1,228,252,045	182.94	1,239,218,581	7.27
5	オーストラ リア	投資証券	GPT GROUP	—	2,580,658	362.65	935,891,107	402.32	1,038,254,197	6.09
6	ニュージ ーランド	株式	MERIDIAN ENER-PARTLY PAID SH	公益事業	4,522,492	155.60	703,708,082	188.85	854,101,331	5.01
7	オーストラ リア	投資証券	CHARTER HALL RETAIL REIT	—	2,353,779	347.86	818,795,993	350.51	825,031,315	4.84
8	オーストラ リア	投資証券	SCENTRE GROUP	—	2,194,210	317.32	696,275,494	357.79	785,086,144	4.60
9	オーストラ リア	投資証券	MIRVAC GROUP	—	5,219,074	156.81	818,414,143	148.54	775,258,214	4.54
10	オーストラ リア	株式	SYDNEY AIRPORT	資本財・ サービス	1,336,881	447.65	598,459,459	520.50	695,857,924	4.08
11	ニュージ ーランド	株式	MIGHTY RIVER POWER	公益事業	3,247,441	203.01	659,268,644	201.56	654,572,069	3.84
12	オーストラ リア	株式	APA GROUP	公益事業	859,686	708.31	608,926,340	699.40	601,271,266	3.52
13	オーストラ リア	株式	AUSNET SERVICES	公益事業	4,867,552	112.81	549,110,146	117.78	573,311,227	3.36
14	オーストラ リア	株式	AURIZON HOLDINGS LTD	資本財・ サービス	1,727,997	432.27	746,966,447	321.37	555,328,988	3.26
15	オーストラ リア	株式	AGL ENERGY LTD	公益事業	347,716	1,318.67	458,524,570	1,481.38	515,101,267	3.02
16	オーストラ リア	投資証券	INVESTA OFFICE FUND	—	1,538,180	316.34	486,598,571	322.18	495,572,371	2.90
17	オーストラ リア	投資証券	WESTFIELD CORP	—	573,994	789.26	453,031,940	807.07	463,254,199	2.72
18	オーストラ リア	投資証券	BWP TRUST	—	1,426,354	267.94	382,183,709	263.89	376,410,541	2.21
19	オーストラ リア	株式	SPARK INFRASTRUCTURE GROUP	公益事業	2,001,435	152.88	305,979,597	167.56	335,373,458	1.97
20	オーストラ リア	投資証券	DEXUS PROPERTY GROUP	—	542,319	615.21	333,645,495	608.74	330,133,437	1.94
21	オーストラ リア	投資証券	SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	—	1,789,693	173.23	310,033,888	183.75	328,867,722	1.93

22	ニュージーランド	株式	GENESIS ENERGY LTD	公益事業	2,287,450	123.04	281,456,998	143.68	328,675,113	1.93
23	ニュージーランド	株式	CONTACT ENERGY LTD	公益事業	710,492	347.00	246,545,314	344.60	244,838,491	1.43
24	オーストラリア	投資証券	AVENTUS RETAIL PROPERTY FUND	—	1,089,998	161.89	176,470,676	163.51	178,235,383	1.04
25	オーストラリア	投資証券	GDI PROPERTY GROUP	—	2,255,883	70.83	159,787,013	69.21	156,134,738	0.91
26	オーストラリア	投資証券	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	—	443,263	267.13	118,411,061	248.51	110,158,169	0.65
27	オーストラリア	投資証券	ASPEN GROUP	—	736,834	117.61	86,660,708	95.92	70,681,354	0.41
28	オーストラリア	投資証券	360 CAPITAL INDUSTRIAL FUND	—	347,351	198.17	68,836,947	195.08	67,764,533	0.40

（注）平成28年2月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

b. 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
株式	資本財・サービス	15.17
	公益事業	31.35
投資証券	—	52.00
合計		98.52

②【投資不動産物件】

LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）

該当事項はありません。

（参考）LM・豪州インカム資産マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）

該当事項はありません。

（参考）LM・豪州インカム資産マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成27年 7月17日）	6,274,623,852	6,313,679,615	9,602	9,662
第2特定期間末（平成28年 1月18日）	4,208,604,327	4,312,473,845	8,228	8,408

平成27年 2月末日	2,123,065,656	—	9,975	—
3月末日	4,237,997,768	—	9,886	—
4月末日	5,509,656,204	—	10,155	—
5月末日	6,270,430,395	—	10,175	—
6月末日	6,209,845,629	—	9,484	—
7月末日	6,102,664,162	—	9,368	—
8月末日	5,633,680,496	—	8,769	—
9月末日	5,137,917,795	—	8,386	—
10月末日	5,443,954,030	—	9,135	—
11月末日	5,142,764,838	—	9,291	—
12月末日	4,807,157,643	—	9,337	—
平成28年 1月末日	4,552,379,460	—	9,001	—
2月末日	4,248,596,453	—	8,712	—

（注１）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

（注２）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

L・M・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成27年 7月17日）	4,738,311,026	4,738,311,026	9,660	9,660
第2計算期間末（平成28年 1月18日）	3,692,477,799	3,692,477,799	8,442	8,442
平成27年 2月末日	1,627,488,875	—	9,976	—
3月末日	3,306,248,850	—	9,886	—
4月末日	4,387,703,949	—	10,155	—
5月末日	4,605,459,412	—	10,175	—
6月末日	4,574,310,012	—	9,511	—
7月末日	4,589,632,811	—	9,424	—
8月末日	4,271,612,846	—	8,850	—
9月末日	4,074,114,323	—	8,492	—
10月末日	4,355,013,820	—	9,284	—
11月末日	4,383,916,821	—	9,476	—
12月末日	4,214,399,603	—	9,555	—
平成28年 1月末日	3,899,890,362	—	9,235	—
2月末日	3,718,337,238	—	8,970	—

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

L・M・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成27年 2月13日～平成27年 7月17日	60
第2特定期間	平成27年 7月18日～平成28年 1月18日	180

L・M・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成27年 2月13日～平成27年 7月17日	0
第2計算期間	平成27年 7月18日～平成28年 1月18日	0

③【収益率の推移】

L・M・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	平成27年 2月13日～平成27年 7月17日	△3.38
第2特定期間	平成27年 7月18日～平成28年 1月18日	△12.43

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）

期	期間	収益率（％）
第1計算期間	平成27年 2月13日～平成27年 7月17日	△3.40
第2計算期間	平成27年 7月18日～平成28年 1月18日	△12.61

（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前計算期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	6,789,786,771	255,186,086
第2特定期間	256,065,026	1,675,595,752

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	4,954,086,743	49,060,580
第2計算期間	117,985,265	649,098,827

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

<参考情報>

基準日:2016年2月29日

基準価額・純資産の推移



分配の推移／基準価額・純資産

LM・豪州インカム資産ファンド(毎月分配型)

基準価額	純資産総額
8,712円	42億円
2015年10月	30円
2015年11月	30円
2015年12月	30円
2016年1月	30円
2016年2月	30円
直近1年間累計	270円
設定来累計	270円



LM・豪州インカム資産ファンド(年2回決算型)

基準価額	純資産総額
8,970円	37億円
2015年7月	0円
2016年1月	0円
設定来累計	0円

※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。

※1万口当たり、税引前
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

主要な資産の状況(LM・豪州インカム資産マザーファンド)

■資産別組入比率

資産	比率(%)
株式	46.52
投資証券	52.00
現金・預金・その他の資産	1.48
合計	100.00

■組入上位10銘柄(組入銘柄数 28)

銘柄名	国	通貨	業種	比率(%)
STOCKLAND	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	8.71
VICINITY CENTRES	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	8.11
TRANSURBAN GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	資本財・サービス	7.83
DUET GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	公益事業	7.27
GPT GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	6.09
MERIDIAN ENER-PARTLY PAID SH	ニュージーランド	オーストラリアドル	公益事業	5.01
CHARTER HALL RETAIL REIT	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	4.84
SCENTRE GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	4.60
MIRVAC GROUP	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	4.54
SYDNEY AIRPORT	オーストラリア	オーストラリアドル	資本財・サービス	4.08

■業種別組入比率

業種	比率(%)
REIT(投資証券)	52.00
公益事業	31.35
資本財・サービス	15.17
合計	98.52

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※マザーファンド受益証券を、「毎月分配型」は100.06%、「年2回決算型」は100.21%組入れています。

年間収益率の推移

<LM・豪州インカム資産ファンド(毎月分配型)>

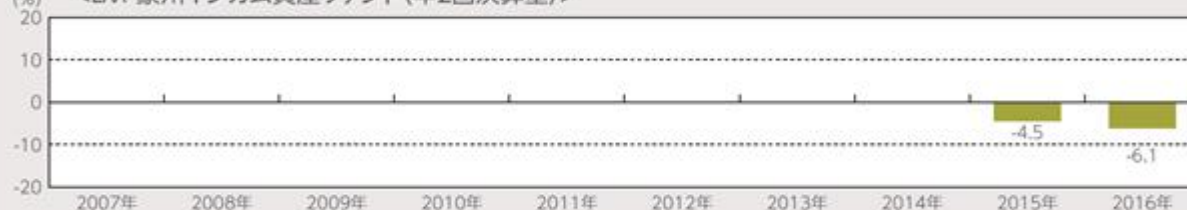


※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2015年はファンドの設定日(2015年2月13日)から年末までの収益率、2016年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

<LM・豪州インカム資産ファンド(年2回決算型)>



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2015年はファンドの設定日(2015年2月13日)から年末までの収益率、2016年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売) 手続等】

- (1)当ファンドの取得申込みは、販売会社で受付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(注)販売会社によっては、LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）またはLM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）のいずれか一方のファンドのみの取扱いとなる場合があります。

(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。

*詳細については、販売会社にお問合せください。

(2)取得申込みの受付は、申込期間中の受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

*1 オーストラリア証券取引所（半休日を含みます。）、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受け付けません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*2 原則として、午後3時までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(注)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(3)当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。

お申込みを行う投資者は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、積立方式による取得申込みを取扱う場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

①一般コース（収益分配時に分配金を受取るコースです。）

販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込みいただく口数または金額をご指定ください。口数を指定した場合にお支払いいただく金額は、ご指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。

（注）販売会社によっては、どちらか一方の指定により取得申込みの受付を行う場合があります。

②自動けいぞく投資コース（収益分配時に分配金を再投資するコースです。）

販売会社が定めた金額以上で投資者が指定する金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）

自動けいぞく投資コースを選択する投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款^{*}に基づく契約を締結します。販売会社によっては、販売会社と定期引出契約^{*}を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- (4)申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。
- (5)申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6)申込手数料は、上記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。
- (7)LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）とLM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）の間でスイッチング*できる場合があります。
- ①スイッチングによりファンドを取得する場合には、申込手数料がかかる場合があります。
- ②上記(2)記載の受付不可日には、スイッチングのお申込みはできません。
- ③販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行っていない場合があります。
- ④スイッチングによる換金の場合においても、通常の換金と同様、課税対象となります。
- *スイッチングとは、一方のファンドの換金代金の全部または一部をもって、他方のファンドを取得することをいいます。
- (注)詳細については、販売会社にお問合せください。

2【換金（解約）手続等】

- (1)一部解約請求（換金申込）の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。
- *1 オーストラリア証券取引所（半休日を含みます。）、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約請求は受けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）
- *2 原則として、午後3時までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- (注)委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消することができます。
- なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、下記(3)の規定に準じて計算された価額とします。
- (注)信託財産の資金管理を円滑に行うため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。
- (注)一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (2)一部解約請求の単位（換金単位）は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記「1 申込（販売）手続等」記載の照会先までお問合せください。
- (3)一部解約の価額（換金価額）は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。
- (4)一部解約の手数料及び信託財産留保額はありません。
- (5)一部解約金（換金代金）は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①資産の評価方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口当たりに換算した価額で表示されます。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

マザーファンド受益証券	マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。
株式・投資証券	原則として、外国金融商品市場または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることがあります。

②追加信託金の計算について

a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

b. 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

③基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のホームページ等でご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に、LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）は「豪イン毎月」、LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）は「豪イン年2」の略称で掲載されます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

④運用報告書等

＜LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）＞

a. 委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年1月及び7月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、運用報告書（全体版）（投信法第14条第1項に定める運用報告書）及び運用報告書（全体版）のうち運用経過、運用方針及び信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書（投信法第14条第4項に定める運用報告書）を作成します。

b. 交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、運用報告書（全体版）について受益者から交付の請求があった場合には、交付します。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

c.委託会社は、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎（毎年1月及び7月の計算期末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

＜LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）＞

a.委託会社は、投信法の規定に基づき毎計算期末（毎年1月及び7月）及び償還時に、運用報告書（全体版）（投信法第14条第1項に定める運用報告書）及び運用報告書（全体版）のうち運用経過、運用方針及び信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書（投信法第14条第4項に定める運用報告書）を作成します。

b.交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、運用報告書（全体版）について受益者から交付の請求があった場合には、交付します。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

c.委託会社は、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって毎計算期末（毎年1月及び7月）に作成し、監督官庁に提出します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成27年2月13日から平成37年1月17日までです。

ただし、信託約款の規定に基づき信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。また、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

①各ファンドの計算期間は以下の通りです。

＜LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）＞

原則として、毎月18日から翌月17日までとします。ただし、第1計算期間は、平成27年2月13日から平成27年3月17日までとします。

＜LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）＞

原則として、毎年1月18日から7月17日まで及び7月18日から翌年1月17日までとします。ただし、第1計算期間は、平成27年2月13日から平成27年7月17日までとします。

②上記①にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）

a.委託会社は、信託期間中において、各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ったとき、マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回ったとき、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当該ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び信託契約の解約の理由等の事項を定め、当

該決議の日の2週間前までに、当該ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社及び当該ファンドの信託財産に当該ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当該ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当該ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難なときには適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記⑥の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更及び他の投資信託との併合

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、当ファンドの信託約款は本⑥に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合についてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。

この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑦ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者の保護に欠けるおそれがない投資信託（受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託）に該当するため、繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑧ 公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑨ 関係法人との契約の更改に関する手続き

- a. 受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは信託契約の解約を行うことがあります。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間です。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。
- c. 投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、マザーファンドの信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。

⑩ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称及び住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

⑪ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

4 【受益者の権利等】

① 収益分配金の請求権

- a. 受益者は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- b.収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。
- c.上記b.にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。
- d.収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとしします。
- e.受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②償還金の請求権

- a.受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- b.償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。
- c.償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとしします。
- d.受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③換金（解約）請求権

- a.受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が別に定める単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。
- b.一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払われます。
- c.一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとしします。

④帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

（3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成27年 7月18日から平成28年 1月18日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

（3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成27年 7月18日から平成28年 1月18日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成27年 7月17日現在	当期 平成28年 1月18日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,303,519,864	4,231,271,487
未収入金	—	24,759,342
流動資産合計	6,303,519,864	4,256,030,829
資産合計	6,303,519,864	4,256,030,829
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,603,802	15,345,209
未払解約金	—	24,759,342
未払受託者報酬	279,659	218,743
未払委託者報酬	8,949,098	6,999,700
その他未払費用	63,453	103,508
流動負債合計	28,896,012	47,426,502
負債合計	28,896,012	47,426,502
純資産の部		
元本等		
元本	6,534,600,685	5,115,069,959
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△259,976,833	△906,465,632
（分配準備積立金）	106,025,742	78,489,561
元本等合計	6,274,623,852	4,208,604,327
純資産合計	6,274,623,852	4,208,604,327
負債純資産合計	6,303,519,864	4,256,030,829

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成27年 2月13日 至 平成27年 7月17日	当期 自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	△205,982,954	△631,875,709
営業収益合計	△205,982,954	△631,875,709
営業費用		
受託者報酬	1,113,331	1,459,654
委託者報酬	35,626,515	46,708,724
その他費用	484,283	408,104
営業費用合計	37,224,129	48,576,482
営業利益又は営業損失（△）	△243,207,083	△680,452,191
経常利益又は経常損失（△）	△243,207,083	△680,452,191
当期純利益又は当期純損失（△）	△243,207,083	△680,452,191
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△5,494,393	△8,524,884
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	△259,976,833
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,311,652	157,013,865
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,831,163	157,013,865
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	24,480,489	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,520,032	27,705,839
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	824,645	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,695,387	27,705,839
分配金	39,055,763	103,869,518
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△259,976,833	△906,465,632

（３）【注記表】
 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成28年 1月17日が休日のため、当特定期間末日は平成28年 1月18日としております。このため、当特定期間は185日となっております。

（未適用の会計基準等に関する注記）
 該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 平成27年 7月17日現在	当期 平成28年 1月18日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 6,534,600,685口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 5,115,069,959口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 259,976,833円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 906,465,632円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.9602円 (一万口当たり純資産額) (9,602円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.8228円 (一万口当たり純資産額) (8,228円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自 平成27年 2月13日 至 平成27年 7月17日	当期 自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2.分配金の計算過程	平成27年 2月13日から 平成27年 3月17日までの計算期間	平成27年 7月18日から 平成27年 8月17日までの計算期間
費用控除後の配当等収益額	2,123,499円	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	2,524,704円	29,436,761円
分配準備積立金額	－円	103,636,567円
当ファンドの分配対象収益額	4,648,203円	133,073,328円
当ファンドの期末残存口数	3,738,751,537口	6,437,443,235口
1万口当たり収益分配対象額	12.42円	206.70円
1万口当たり分配金額	－円	30.00円
収益分配金金額	－円	19,312,329円

	平成27年 3月18日から 平成27年 4月17日まで の計算期間	平成27年 8月18日から 平成27年 9月17日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	6,743,114円	33,129,347円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	15,501,781円	－円
収益調整金額	8,966,571円	28,348,279円
分配準備積立金額	2,083,900円	79,293,054円
当ファンドの分配対象収益額	33,295,366円	140,770,680円
当ファンドの期末残存口数	5,235,987,814口	6,085,932,018口
1万口当たり収益分配対象額	63.56円	231.29円
1万口当たり分配金額	－円	30.00円
収益分配金金額	－円	18,257,796円
	平成27年 4月18日から 平成27年 5月18日まで の計算期間	平成27年 9月18日から 平成27年10月19日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	52,019円	16,870,607円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	74,051,388円	－円
収益調整金額	8,269,490円	29,346,229円
分配準備積立金額	24,166,396円	92,565,583円
当ファンドの分配対象収益額	106,539,293円	138,782,419円
当ファンドの期末残存口数	5,524,109,837口	6,055,519,903口
1万口当たり収益分配対象額	192.84円	229.17円
1万口当たり分配金額	－円	30.00円
収益分配金金額	－円	18,166,559円
	平成27年 5月19日から 平成27年 6月17日まで の計算期間	平成27年10月20日から 平成27年11月17日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	－円	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	26,726,330円	28,389,966円
分配準備積立金額	97,765,243円	85,360,502円
当ファンドの分配対象収益額	124,491,573円	113,750,468円
当ファンドの期末残存口数	6,483,987,260口	5,710,831,791口
1万口当たり収益分配対象額	191.98円	199.17円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	19,451,961円	17,132,495円
	平成27年 6月18日から 平成27年 7月17日まで の計算期間	平成27年11月18日から 平成27年12月17日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額	48,351,697円	8,891,327円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	29,050,104円	26,348,667円
分配準備積立金額	77,277,847円	61,954,007円
当ファンドの分配対象収益額	154,679,648円	97,194,001円

当ファンドの期末残存口数	6,534,600,685口	5,218,376,680口
1万口当たり収益分配対象額	236.69円	186.25円
1万口当たり分配金額	30.00円	30.00円
収益分配金金額	19,603,802円	15,655,130円
		平成27年12月18日から 平成28年 1月18日まで の計算期間
費用控除後の配当等収益額		39,879,974円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額		－円
収益調整金額		25,969,894円
分配準備積立金額		53,954,796円
当ファンドの分配対象収益額		119,804,664円
当ファンドの期末残存口数		5,115,069,959口
1万口当たり収益分配対象額		234.21円
1万口当たり分配金額		30.00円
収益分配金金額		15,345,209円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成27年 2月13日 至 平成27年 7月17日	当期 自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 平成27年 2月13日 至 平成27年 7月17日	当期 自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2.時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
-----------	---	----

（関連当事者との取引に関する注記）
 該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
 該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	前期 自 平成27年 2月13日 至 平成27年 7月17日	当期 自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
期首元本額	1,181,043,795円	6,534,600,685円
期中追加設定元本額	5,608,742,976円	256,065,026円
期中解約元本額	255,186,086円	1,675,595,752円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 平成27年 7月17日現在	当期 平成28年 1月18日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△134,048,554	△489,076,079
合計	△134,048,554	△489,076,079

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	LM・豪州インカム資産マザーファンド	4,925,237,443	4,231,271,487	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.5%	4,925,237,443	4,231,271,487 100.0%	
	合計			4,231,271,487	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 平成27年 7月17日現在	第2期 平成28年 1月18日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,766,009,728	3,731,539,110
未収入金	—	19,893,383
流動資産合計	4,766,009,728	3,751,432,493
資産合計	4,766,009,728	3,751,432,493
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	19,893,383
未払受託者報酬	827,566	1,174,230
未払委託者報酬	26,482,078	37,575,401
その他未払費用	389,058	311,680
流動負債合計	27,698,702	58,954,694
負債合計	27,698,702	58,954,694
純資産の部		
元本等		
元本	4,905,026,163	4,373,912,601
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△166,715,137	△681,434,802
（分配準備積立金）	30,733,162	83,913,124
元本等合計	4,738,311,026	3,692,477,799
純資産合計	4,738,311,026	3,692,477,799
負債純資産合計	4,766,009,728	3,751,432,493

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自 平成27年 2月13日 至 平成27年 7月17日	第2期 自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	△140,839,682	△521,007,776
営業収益合計	△140,839,682	△521,007,776
営業費用		
受託者報酬	827,566	1,174,230
委託者報酬	26,482,078	37,575,401
その他費用	389,058	311,680
営業費用合計	27,698,702	39,061,311
営業利益又は営業損失（△）	△168,538,384	△560,069,087
経常利益又は経常損失（△）	△168,538,384	△560,069,087
当期純利益又は当期純損失（△）	△168,538,384	△560,069,087
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	419,443	△33,109,749
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	△166,715,137
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,313,852	22,708,468
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	22,708,468
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,313,852	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	71,162	10,468,795
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	71,162	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	10,468,795
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△166,715,137	△681,434,802

（３）【注記表】
 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第2期 自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成28年 1月17日が休日のため、当計算期間末日は平成28年 1月18日としております。このため、当計算期間は185日となっております。

（未適用の会計基準等に関する注記）
 該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 平成27年 7月17日現在	第2期 平成28年 1月18日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,905,026,163口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,373,912,601口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 166,715,137円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 681,434,802円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.9660円 (一万口当たり純資産額) (9,660円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 0.8442円 (一万口当たり純資産額) (8,442円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自 平成27年 2月13日 至 平成27年 7月17日	第2期 自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2.分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	30,733,162円	57,167,798円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	3,810,922円	4,106,655円
分配準備積立金額	－円	26,745,326円
当ファンドの分配対象収益額	34,544,084円	88,019,779円
当ファンドの期末残存口数	4,905,026,163口	4,373,912,601口
1万口当たり収益分配対象額	70.41円	201.22円
1万口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成27年 2月13日 至 平成27年 7月17日	第2期 自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 自 平成27年 2月13日 至 平成27年 7月17日	第2期 自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2.時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
-----------	--	----

（関連当事者との取引に関する注記）
 該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
 該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

項目	第1期 自 平成27年 2月13日 至 平成27年 7月17日	第2期 自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
期首元本額	753,015,559円	4,905,026,163円
期中追加設定元本額	4,201,071,184円	117,985,265円
期中解約元本額	49,060,580円	649,098,827円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期 平成27年 7月17日現在	第2期 平成28年 1月18日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△141,213,841	△488,648,762
合計	△141,213,841	△488,648,762

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	LM・豪州インカム資産マザーファンド	4,343,544,536	3,731,539,110	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：101.1%	4,343,544,536	3,731,539,110 100.0%	
	合計			3,731,539,110	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「LM・豪州インカム資産マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「LM・豪州インカム資産マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・豪州インカム資産マザーファンドの計算期間は当ファンドの計算期間とは異なり、毎年7月18日から翌年7月17日までであります。

LM・豪州インカム資産マザーファンド

貸借対照表

	(単位：円)	
	平成27年 7月17日現在	平成28年 1月18日現在
資産の部		
流動資産		
預金	165,325,073	142,187,068
コール・ローン	188,568,289	188,590,359
株式	8,998,921,170	7,579,913,599
投資証券	9,729,058,097	8,577,403,678
派生商品評価勘定	63,600	-
未収入金	-	298,812,275
未収配当金	97,772,821	169,335,382
未収利息	51	248
流動資産合計	19,179,709,101	16,956,242,609
資産合計	19,179,709,101	16,956,242,609
負債の部		
流動負債		
未払金	96,503,774	291,609,278
未払解約金	-	44,652,725
流動負債合計	96,503,774	336,262,003
負債合計	96,503,774	336,262,003
純資産の部		
元本等		
元本	19,603,775,301	19,345,126,874
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△520,569,974	△2,725,146,268
元本等合計	19,083,205,327	16,619,980,606
純資産合計	19,083,205,327	16,619,980,606
負債純資産合計	19,179,709,101	16,956,242,609

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式・投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 (1)株式 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 (2)投資証券 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

平成27年 7月17日現在	平成28年 1月18日現在
1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 19,603,775,301口	1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 19,345,126,874口
2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 520,569,974円	2. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 2,725,146,268円
3. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 0.9734円 (一万口当たり純資産額) (9,734円)	3. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 0.8591円 (一万口当たり純資産額) (8,591円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成27年 2月13日 至 平成27年 7月17日	自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。為替予約取引は為替変動リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
---------------------------	--	---

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 平成27年 2月13日 至 平成27年 7月17日	自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。	同左
2.時価の算定方法	株式、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	株式、投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

1 元本の移動等

項目	自 平成27年 2月13日 至 平成27年 7月17日	自 平成27年 7月18日 至 平成28年 1月18日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	1,934,059,354円	19,603,775,301円
同期中における追加設定元本額	18,020,668,159円	2,676,503,310円
同期中における解約元本額	350,952,212円	2,935,151,737円
元本の内訳		
LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）	6,475,775,493円	4,925,237,443円
LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）	4,896,249,978円	4,343,544,536円
LM・オーストラリア・インカム・アロケーション・ファンド（毎月分配型）	－円	41,691,497円
LM・オーストラリア・インカム・アロケーション・ファンド（年2回決算型）	－円	12,660,680円
LM・豪州インカム資産ファンド（適格機関投資家専用）	8,231,749,830円	10,021,992,718円
計	19,603,775,301円	19,345,126,874円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	平成27年 7月17日現在	平成28年 1月18日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△160,505,916	92,208,221
投資証券	19,821,304	△363,028,021
合計	△140,684,612	△270,819,800

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	平成27年 7月17日現在				平成28年 1月18日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	110,468,400	－	110,532,000	63,600	－	－	－	－
オーストラリアドル	110,468,400	－	110,532,000	63,600	－	－	－	－
合計	110,468,400	－	110,532,000	63,600	－	－	－	－

（注）時価の算定方法

為替予約取引について

1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
オーストラリアドル	AGL ENERGY LTD	432,567	17.66	7,639,133.22	
	APA GROUP	859,686	8.22	7,066,618.92	
	AURIZON HOLDINGS LTD	1,727,997	3.87	6,687,348.39	
	AUSNET SERVICES	4,725,400	1.44	6,828,203.00	
	CONTACT ENERGY LTD	406,772	4.34	1,769,051.42	
	DUET GROUP	6,773,648	2.27	15,376,180.96	
	GENESIS ENERGY LTD	2,287,450	1.73	3,957,288.50	
	MERIDIAN ENER-PARTLY PAID SH	4,327,589	2.21	9,589,937.22	
	MIGHTY RIVER POWER	2,996,180	2.65	7,939,877.00	
	SPARK INFRASTRUCTURE GROUP	2,001,435	1.84	3,692,647.57	
	SYDNEY AIRPORT	1,510,224	5.97	9,016,037.28	
	TRANSURBAN GROUP	1,458,428	10.13	14,773,875.64	
オーストラリアドル小計		29,507,376		94,336,199.12 (7,579,913,599)	
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)		29,507,376		7,579,913,599 (7,579,913,599)	

(注)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
オーストラリアドル	投資証券	ASPEN GROUP	736,834	869,464.12	
		AVENTUS RETAIL PROPERTY FUND	1,089,998	2,190,895.98	
		BWP TRUST	1,560,092	4,805,083.36	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	2,353,779	9,368,040.42	
		DEXUS PROPERTY GROUP	542,319	3,828,772.14	
		GDI PROPERTY GROUP	2,255,883	1,951,338.79	
		GPT GROUP	2,706,915	12,235,255.80	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	443,263	1,316,491.11	
		INVESTA OFFICE FUND	1,538,180	5,768,175.00	
		MIRVAC GROUP	5,219,074	9,707,477.64	
		SCENTRE GROUP	2,313,238	9,553,672.94	
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	1,788,326	3,666,068.30	
		STOCKLAND	4,293,622	17,217,424.22	
		VICINITY CENTRES	6,708,152	18,916,988.64	
		WESTFIELD CORP	573,994	5,355,364.02	
オーストラリアドル小計			34,123,669	106,750,512.48 (8,577,403,678)	

合計 (外貨建証券の邦貨換算額)		8,577,403,678 (8,577,403,678)	
---------------------	--	----------------------------------	--

(注)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

有価証券明細表注記
 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
オーストラリアドル	株式 12銘柄	46.9%	—	100.0%
	投資証券 15銘柄	—	53.1%	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下は、平成28年 2月29日現在のファンドの状況であります。

【純資産額計算書】

LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）

I 資産総額	4,276,050,766 円
II 負債総額	27,454,313 円
III 純資産総額（I－II）	4,248,596,453 円
IV 発行済口数	4,876,832,017 口
V 1万口当たり純資産額 (III／IV×10,000)	8,712 円

LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）

I 資産総額	3,729,104,978 円
II 負債総額	10,767,740 円
III 純資産総額（I－II）	3,718,337,238 円
IV 発行済口数	4,145,324,666 口
V 1万口当たり純資産額 (III／IV×10,000)	8,970 円

（参考）LM・豪州インカム資産マザーファンド

I 資産総額	17,084,029,444 円
II 負債総額	27,940,043 円
III 純資産総額（I－II）	17,056,089,401 円
IV 発行済口数	18,646,507,504 口
V 1万口当たり純資産額 (III／IV×10,000)	9,147 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

- ① 当ファンドの受益権は、社振法の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
- ② 委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ③ 受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ④ 委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ⑤ 受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 受益権の譲渡に係る記載または記録

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ④ 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(3) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4) 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(5) 名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(6) 受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成28年2月末現在）

- ①資本金の額：1,000百万円
- ②委託会社が発行する株式総数：100,000株
- ③発行済株式総数：78,270株
- ④最近5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

②運用の意思決定機構

東京運用委員会が運用に関する委員会として月次ベースで開催されます。東京運用委員会は、運用部及び関連部署の代表で構成されており、議事録は社長に報告されるとともに取締役会にも報告されます。

委託会社において運用指図が行われる場合、東京運用委員会では、運用方針・計画が適切に策定されていることを確認するとともに、運用状況の確認、必要に応じて要因分析等の詳細な検討が行われます。

2【事業の内容及び営業の概況】

- (1)「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録を受けています。
- (2)平成28年2月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種 類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	63	1,371,177
合 計	63	1,371,177

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けており、第18期中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた監査法人による中間監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、PwCあらた監査法人となりました。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第16期事業年度 (平成26年3月31日)	第17期事業年度 (平成27年3月31日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金	1,824,780	2,594,047
前払費用	57,883	90,111
未収委託者報酬	525,781	729,271
未収運用受託報酬	1,399,086	1,359,621
その他未収収益	24,810	28,870
繰延税金資産	234,156	436,730
流動資産計	4,066,499	5,238,652
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	242,923	223,431
器具備品	44,716	26,529
有形固定資産計	287,640	249,960
無形固定資産`		
ソフトウェア	22,131	31,315
無形固定資産計	22,131	31,315
投資その他の資産		
投資有価証券	149,549	101,165
長期差入保証金	131,711	129,278
保険積立金	426,602	484,188
前払年金費用	-	13,511
投資その他の資産計	707,862	728,144
固定資産計	1,017,635	1,009,420
資産合計	5,084,134	6,248,073

(単位：千円)

	第16期事業年度 (平成26年3月31日)	第17期事業年度 (平成27年3月31日)
負 債 の 部		
流動負債		
預り金	21,681	18,729
未払金	762,472	1,117,368
未払手数料	201,468	248,960
未払消費税等	31,779	325,370
その他未払金	529,223	543,038
未払費用	※2 1,124,568	※2 1,163,172
未払法人税等	87,315	346,913
前受金	23,333	52,711
流動負債計	2,019,370	2,698,895
固定負債		
退職給付引当金	192,015	86,880
役員退職慰労引当金	545,354	602,668
固定負債計	737,369	689,548
負債合計	2,756,739	3,388,444
純 資 産 の 部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
資本剰余金計	226,405	226,405
利益剰余金		
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,077,395	1,609,629
利益剰余金計	1,100,989	1,633,223
株主資本合計	2,327,395	2,859,629
純資産合計	2,327,395	2,859,629
負債純資産合計	5,084,134	6,248,073

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第16期事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第17期事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,272,682	10,051,079
運用受託報酬	2,474,827	2,487,985
その他営業収益	343,897	329,360
営業収益計	12,091,407	12,868,425
営業費用		
支払手数料	3,856,873	3,786,684
広告宣伝費	96,872	68,911
公告費	665	665
調査費	4,587,465	5,008,827
調査費	121,649	143,484
委託調査費	4,464,905	4,863,881
図書費	910	1,462
委託計算費	150,156	165,794
営業雑経費	201,116	179,517
通信費	61,228	49,866
印刷費	125,776	117,501
協会費	13,632	11,595
諸会費	479	553
営業費用計	8,893,148	9,210,401
一般管理費		
給料	1,538,261	1,545,298
役員報酬	103,822	98,885
給料・手当	965,869	958,889
賞与	468,570	487,523
交際費	16,036	12,867
寄付金	-	120
旅費交通費	49,992	58,533
租税公課	21,772	17,192
不動産賃借料	247,255	248,605
退職給付費用	133,694	38,668
退職金	-	17,519
役員退職慰労引当金繰入額	62,415	57,314
固定資産減価償却費	49,348	49,536
諸経費	※1 299,134	※1 427,375
一般管理費計	2,417,910	2,473,031
営業利益	780,347	1,184,993

(単位：千円)

	第16期事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第17期事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
営業外収益		
受取利息	※1 2,199	456
受取配当金	1,173	1,279
為替差益	3,830	39,845
営業外収益計	7,202	41,581
経常利益	787,550	1,226,574
特別損失		
固定資産除却損	-	557
特別損失計	-	557
税引前当期純利益	787,550	1,226,016
法人税、住民税及び事業税	344,916	496,356
法人税等調整額	24,589	△202,573
法人税等合計	369,505	293,782
当期純利益	418,044	932,234

(3) 【株主資本等変動計算書】

第16期事業年度（自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,259,350	1,282,944	2,509,350	2,509,350
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△600,000	△600,000	△600,000	△600,000
当期純利益	-	-	-	418,044	418,044	418,044	418,044
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△181,955	△181,955	△181,955	△181,955
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,077,395	1,100,989	2,327,395	2,327,395

第17期事業年度（自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,077,395	1,100,989	2,327,395	2,327,395
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△400,000	△400,000	△400,000	△400,000
当期純利益	-	-	-	932,234	932,234	932,234	932,234
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	532,234	532,234	532,234	532,234
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,609,629	1,633,223	2,859,629	2,859,629

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)その他の有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
-----------------------	---

2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 12年～18年 器具備品 4年～8年 (2)無形固定資産 定額法によっております。 ただしソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当事業年度末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第16期事業年度 (平成26年3月31日)	第17期事業年度 (平成27年3月31日)
※1 固定資産の減価償却累計額 建物 142,720千円 器具備品 181,559千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 1,087千円	※1 固定資産の減価償却累計額 建物 165,429千円 器具備品 191,043千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 4,197千円

(損益計算書関係)

第16期事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第17期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
※1 関係会社との取引 諸経費 47,487千円	※1 関係会社との取引 諸経費 65,393千円

(株主資本等変動計算書関係)

第16期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	600,000	7,665.7	平成25年 3月31日	平成25年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	400,000	5,110.5	平成26年 3月31日	平成26年 6月27日

第17期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	400,000	5,110.5	平成26年 3月31日	平成26年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次の通り決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月12日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	840,000	10,732.0	平成27年 3月31日	平成27年 6月15日

(リース取引関係)

第16期事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	第17期事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料 1年以内 196,942千円 1年超 49,235千円 合計 246,177千円	オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約 不能のものに係る未経過リース料 1年以内 226,176千円 1年超 876,232千円 合計 1,102,409千円

(金融商品関係)

第16期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,824,780	1,824,780	—
(2) 未収委託者報酬	525,781	525,781	—
(3) 未収運用受託報酬	1,399,086	1,399,086	—
(4) 投資有価証券	140,263	140,263	—
資産計	3,889,912	3,889,912	—
(1) その他未払金	529,223	529,223	—
(2) 未払手数料	201,468	201,468	—
(3) 未払費用	1,124,568	1,124,568	—
負債計	1,855,260	1,855,260	—

(注) 1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,824,780	—
未収委託者報酬	525,781	—
未収運用受託報酬	1,399,086	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	137,263
合計	3,749,649	137,263

第17期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,594,047	2,594,047	—
(2) 未収委託者報酬	729,271	729,271	—
(3) 未収運用受託報酬	1,359,621	1,359,621	—
(4) 投資有価証券	91,880	91,880	—
資産計	4,774,821	4,774,821	—
(1) その他未払金	543,038	543,038	—
(2) 未払手数料	248,960	248,960	—
(3) 未払費用	1,163,172	1,163,172	—
負債計	1,955,170	1,955,170	—

（注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

（注）3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	2,594,047	—
未収委託者報酬	729,271	—
未収運用受託報酬	1,359,621	—

投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	1,400	85,480
合計	4,684,341	85,480

(有価証券関係)

第16期事業年度 (平成26年3月31日)	第17期事業年度 (平成27年3月31日)
1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 137,263千円 取得原価 137,263千円 差額 — 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 3,000千円 取得原価 3,000千円 差額 — (注) 非上場株式（貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。	1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 86,880千円 取得原価 86,880千円 差額 — 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 5,000千円 取得原価 5,000千円 差額 — (注) 同 左

(退職給付関係)

第16期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	161,047千円
退職給付費用	133,694千円
退職給付の支払額	△14,669千円
制度への拠出金	△88,056千円
退職給付引当金の期末残高	<u>192,015千円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	675,682千円
年金資産	<u>△620,931千円</u>
	54,751千円
非積立制度の退職給付債務	137,263千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>192,015千円</u>
退職給付引当金	192,015千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>192,015千円</u>

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用

133,694千円

第17期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	192,015千円
退職給付費用	38,668千円
退職給付の支払額	△50,383千円
前払年金費用	13,511千円
制度への拠出金	△106,931千円
退職給付引当金の期末残高	86,880千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	650,296千円
年金資産	△663,807千円
	△13,511千円
非積立制度の退職給付債務	86,880千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	73,369千円
退職給付引当金	86,880千円
前払年金費用	△13,511千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	73,369千円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用

38,668千円

(ストック・オプション等関係)

第16期事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第17期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 47,487千円	1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 65,393千円
2. スtock・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	2. スtock・オプション等の内容 同 左

(税効果会計関係)

第16期事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第17期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1.繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 千円 繰延税金資産 未払金 166,998 役員退職慰労引当金 194,376 退職給付引当金 68,434 未払費用 85,235 有価証券評価損 32,330 長期差入保証金 23,978 繰延税金資産小計 571,353 評価性引当額 △337,196 繰延税金資産合計 234,156	1.繰延税金資産の発生的主要原因別内訳 千円 繰延税金資産 未払金 161,370 役員退職慰労引当金 199,488 退職給付引当金 23,803 未払費用 109,064 有価証券評価損 29,337 長期差入保証金 22,294 繰延税金資産小計 545,358 評価性引当額 △108,628 繰延税金資産合計 436,730
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 38.0 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 5.2 住民税均等割 0.5 評価性引当金 1.2 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 2.0 税効果会計適用後の法人税等の負担率 46.9	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 35.6 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.5 住民税均等割 0.3 評価性引当金 △18.6 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 2.7 その他 0.4 税効果会計適用後の法人税等の負担率 23.9
3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。 この税率変更により、繰延税金資産の金額は15,571千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。	3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。 この税率変更により、繰延税金資産の金額は33,513千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

第16期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を95ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	56,984千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
その他増減額（△は減少）	8,294千円
期末における資産除去債務認識額	65,279千円

第17期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当期首より、使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	65,279千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
その他増減額（△は減少）	1,658千円
期末における資産除去債務認識額	66,938千円

（セグメント情報等関係）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第16期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	9,272,682	2,474,827	343,897	12,091,407

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）	2,722,691
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	1,972,286

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第16期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第16期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第16期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

第17期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	10,051,079	2,487,985	329,360	12,868,425

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	2,405,268
LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）	1,783,417
LM・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）	1,395,269

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第17期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第17期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第17期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第16期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 11	持株 会社	被所有 直接 100%	ストック・ オプション 費用の負担	諸経費 の支払 (注3)	千円 47,487	未払 費用	千円 1,087

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 13	金融業	—	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 26,500	その他 未収 収益	千円 33
							委託調査費 の支払 (注1)	216,041	未払 費用	16,329
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	米ドル 500	金融業	—	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 110,894	その他 未収 収益	千円 2,970
							委託調査費 の支払 (注1)	166,342	未払 費用	15,205
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 1	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 1,352,521	未払 費用	千円 200,596
同一の親 会社を持 つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント（株）	東京都 千代田区	億円 10	金融業	—	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 28,129	未払 費用	千円 2,398
						オフィスの賃借	-	-	長期 差入 保証金	125,397
						不動産賃借 料等の支払 (注3)		173,484	前払 費用	14,750

同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	百万ブラジル レアル 2	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 828,562	未払 費用	千円 57,229
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インター ナショナル・ エクイティーズ・ リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 992	-	千円 -
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インベストメンツ・ (ヨーロッパ) リミテッド	英国 ロンドン市	百万英ポンド 33	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 21,858	その他 未収 収益	千円 1,795
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・ エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 156,370	その他 未収 収益	千円 16,616
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	437,359	未払 費用	47,659
同一の親会社を持つ会社	バッテリーマーチ・ ファイナンシャル・ マネジメント・ インク	米国 マサチュー セッツ州 ボストン	米ドル 1	金融業	—	投資顧問 契約	諸経費の 支払 (注3)	千円 3,127	未払 費用	千円 6,695
							委託調査費 の支払 (注1)	202,427		
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン& カンパニー・ エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	米ドル 1	サービス業	—	サービス 契約	調査費・ 諸経費の 支払 (注3)	千円 76,928	前払 費用	千円 8,278
									未払 費用	5,556
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・ グローバル・ インベストメント・ マネジメント・ エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 1,056,165	未払 費用	千円 666,106
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・ アセット・ マネジメント・ オーストラリア・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 47	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 27,847	その他 未収 収益	千円 3,157
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	157,669	未払 費用	10,845
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インベストメンツ・ (ルクセンブルグ) エス・エー	ルクセンブルグ	百万米ドル 1	金融業	—	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 425	-	千円 -

同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 38	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	千円 18,694	未払費用	千円 2,188
-------------	---------------------------------------	--------	--------------	-----	---	--------	------------------	--------------	------	-------------

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注2）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注3）諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注4）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第17期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 11	持株会社	被所有 直接 100%	ストック・オプション 費用の負担	諸経費の支払 (注3)	千円 65,393	未払費用	千円 4,197

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 13	金融業	—	サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 230	その他未収収益	千円 -
						投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	172,056	未払費用	13,284
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	米ドル 500	金融業	—	サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 32,252	その他未収収益	千円 2,712
						投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	239,437	未払費用	25,853

同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアビクトリア州メルボルン	百万豪ドル 1	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	千円 1,775,110	未払費用	千円 220,676
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都千代田区	億円 10	金融業	—	役員の兼任	委託調査費の支払 (注1)	千円 24,280	未払費用	千円 2,100
						投資顧問契約	-	-	長期差入保証金	125,397
						オフィスの賃借	不動産賃借料等の支払 (注3)	173,700	前払費用	14,750
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジルサンパウロ州サンパウロ	百万ブラジルレアル 2	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	千円 536,519	未払費用	千円 33,069
同一の親会社を持つ会社	QSレグ・メイソン・グローバル・アセット・アロケーション・エルエルシー	米国メリーランド州ボルティモア	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	千円 2,289	未払費用	千円 165
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インベストメンツ・（ヨーロッパ）リミテッド	英国ロンドン市	百万英ポンド 34	金融業	—	役員の兼任 サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 4,461	-	-
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国ニューヨーク州ニューヨーク	-	金融業	—	サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 246,425	その他未収収益	千円 22,340
						投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	632,619	未払費用	69,369
同一の親会社を持つ会社	QSバッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国メリーランド州ボルティモア	米ドル 1	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	千円 70,748	未払費用	千円 5,579
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国メリーランド州ボルティモア	米ドル 1	サービス業	—	サービス契約	調査費・諸経費の支払 (注3)	千円 76,269	前払費用	千円 9,218
									未払費用	4,849

同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 1,111,348	未払 費用	千円 612,713
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 47	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 45,989	その他 未収 収益	千円 3,811
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	293,494	未払 費用	44,653
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 38	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	千円 5,976	未払 費用	千円 160

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注3) 諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

レグ・メイソン・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

第16期事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第17期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
1株当たり純資産額	29,735円47銭	1株当たり純資産額	36,535円44銭
1株当たり当期純利益金額	5,341円06銭	1株当たり当期純利益金額	11,910円49銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	418,044千円	当期純利益	932,234千円
普通株式に帰属しない金額	-	普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	418,044千円	普通株式に係る当期純利益	932,234千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第16期事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	第17期事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第18期中間会計期間末 (平成27年9月30日)	
資 産 の 部	
流動資産	
現金及び預金	1,493,216
前払費用	72,022
未収入金	920
未収委託者報酬	600,059
未収運用受託報酬	831,745
その他未収収益	19,420
未収利息	12
繰延税金資産	127,391
流動資産計	3,144,788
固定資産	
有形固定資産	
建物	※1 211,789
器具備品	※1 19,858
有形固定資産計	231,648
無形固定資産	
ソフトウェア	44,005
無形固定資産計	44,005
投資その他の資産	
投資有価証券	74,633
長期差入保証金	126,362
前払年金費用	77,193
投資その他の資産計	278,190
固定資産計	553,844
資産合計	3,698,633

（単位：千円）

第18期中間会計期間末

（平成27年9月30日）

負 債 の 部	
流動負債	
預り金	25,993
未払手数料	206,561
未払消費税等	113,586
未払費用	580,399
未払法人税等	9,399
前受金	63,823
賞与引当金	287,815
流動負債計	1,287,579
固定負債	
退職給付引当金	63,348
繰延税金負債	24,902
固定負債計	88,251
負債合計	1,375,830
純 資 産 の 部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	226,405
資本剰余金計	226,405
利益剰余金	
利益準備金	23,594
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,072,802
利益剰余金計	1,096,396
株主資本計	2,322,802
純資産合計	2,322,802
負債・純資産合計	3,698,633

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第18期中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	5,744,764
運用受託報酬	909,395
その他営業収益	149,977
営業収益計	6,804,136
営業費用	4,770,183
一般管理費	※1 1,399,739
営業利益	634,214
営業外収益	
受取利息	38
受取配当金	13,829
営業外収益計	13,868
営業外費用	
為替差損	73
投資有価証券売却損	9,647
営業外費用計	9,721
経常利益	638,361
税引前中間純利益	638,361
法人税、住民税及び事業税	946
法人税等調整額	334,241
法人税等合計	335,188
中間純利益	303,172

(3) 中間株主資本等変動計算書

第18期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,609,629	1,633,223	2,859,629	2,859,629
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△840,000	△840,000	△840,000	△840,000
中間純利益	-	-	-	303,172	303,172	303,172	303,172
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合 計	-	-	-	△536,827	△536,827	△536,827	△536,827
当中間期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,072,802	1,096,396	2,322,802	2,322,802

重要な会計方針

項 目	第18期中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全 部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に より算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 12～18年 器具備品 4～8年 (2)無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内にお ける利用可能期間（5年）に基づく定額法によっておりま す。

3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び退職給付年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付年金制度においては直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当中間会計期間末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。
4.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の期間費用として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第18期中間会計期間末 平成27年9月30日	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	177,071千円
器具備品	192,536千円

（中間損益計算書関係）

第18期中間会計期間 （自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	18,992千円
無形固定資産	5,914千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

中間決算書(貸方)計算書関係

第18期中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)					
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間増加 (株)	当中間会計期間減少 (株)	当中間会計期間末 (株)	
普通株式	78,270	-	-	78,270	
2.配当に関する事項					
(1)配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月12日 定時株主総会	普通株式	840,000	10,732.0	平成27年 3月31日	平成27年 6月15日
(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの					

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年10月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	600,000	7,665.7	平成27年 9月30日	平成27年 11月27日

（リース取引関係）

第18期中間会計期間 （自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）	
オペレーティング・リース取引 （借主側）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年以内	203,052千円
1年超	650,027千円
合計	853,079千円

（金融商品関係）

第18期中間会計期間（自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2.参照）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,493,216	1,493,216	—
(2) 未収委託者報酬	600,059	600,059	—
(3) 未収運用受託報酬	831,745	831,745	—
(4) 投資有価証券	65,348	65,348	—
資産計	2,990,370	2,990,370	—
(1) 未払手数料	206,561	206,561	—
(2) 未払費用	580,399	580,399	—
負債計	786,960	786,960	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価について金銭信託については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第18期中間会計期間末 平成27年9月30日	
1. その他有価証券	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	
金銭信託	
中間貸借対照表計上額	63,348千円
取得原価	63,348千円
差額	—
投資信託受益証券	
中間貸借対照表計上額	2,000千円
取得原価	2,000千円
差額	—
非上場株式（中間貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。	

（ストック・オプション等関係）

第18期中間会計期間 （自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）	
1. スtock・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名	
一般管理費	114,967千円
2. スtock・オプション等の内容	
当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	

（資産除去債務関係）

第18期中間会計期間（自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間期首における資産除去債務認識額	66,938千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
その他増減額（△は減少）	829千円
当中間会計期間末における資産除去債務認識額	67,767千円

（セグメント情報等関係）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第18期中間会計期間（自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	5,744,764	909,395	149,977	6,804,136

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	1,350,397
LM・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）	790,187

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第18期中間会計期間（自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第18期中間会計期間（自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第18期中間会計期間（自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第18期中間会計期間 （自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）

1株当たり純資産額	29,676.78円
-----------	------------

1株当たり中間純利益金額	3,873.42円
--------------	-----------

（注）1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	303,172千円
-------	-----------

普通株主に帰属しない金額	-
--------------	---

普通株式に係る中間純利益	303,172千円
--------------	-----------

期中平均株式数	78,270株
---------	---------

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④及び⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③及び④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

①名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

②資本金の額

平成27年9月末現在 324,279百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社の概要

①名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

②資本金の額

平成27年9月末現在 10,000百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2)投資顧問会社

①名称

レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド

②資本金の額

平成27年3月末現在 47百万オーストラリアドル（4,326百万円）（オーストラリアドルの円貨換算は、便宜上、平成27年3月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1オーストラリアドル=92.06円）によります。）

③事業の内容

オーストラリアにおいて、資産運用業務を行っています。

(3)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成27年9月末現在	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー PB証券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069	銀行法に基づき銀行業を営んでいま す。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

(2)投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図を行います。

(3)販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。委託会社及びレグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドの最終的親会社はレグ・メイソン・インクであります。

第3【参考情報】

当期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

平成27年7月24日	臨時報告書
平成27年10月15日	有価証券報告書
平成27年10月15日	有価証券届出書の訂正届出書
平成27年10月26日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年6月10日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 鶴 田 光 夫 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月18日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松村 洋季
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）の平成27年7月18日から平成28年1月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・豪州インカム資産ファンド（毎月分配型）の平成28年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月18日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村 洋季
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮田 八郎
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）の平成27年7月18日から平成28年1月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・豪州インカム資産ファンド（年2回決算型）の平成28年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成27年12月24日

レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員

公認会計士

鶴 田 光 夫 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。